

経緯

- 法務局地図作成事業は、全国の都市部のD I Dかつ地図混乱地域を対象に、整備計画を策定して計画的に推進
- 現行の整備計画がR6年度で終了することから、**次期地図整備計画（R7年度～）の策定に向けた基本方針を検討する必要**
- 法務局地図作成事業の今後のビジョン検討会がR6.1に公表した提言を踏まえ、R6.3に法務省において「**次期地図整備計画の策定に向けた基本方針**」を策定

○法務局地図作成事業とは

※法務局地図作成事業と地籍調査は、いずれも精度の低い公図をより精度の高い登記所備付地図にするもの

公図(精度低い) 登記所備付地図(精度高い)



○現行整備計画

- ① **全国実施型**(H27～10か年計画) 合計**200km²**
- ② **大都市型** (H27～10か年計画) 合計**30km²**
- ③ **震災復興型** 東日本大震災、熊本地震 合計**9km²**

○成果事例 <広島市民球場、道後温泉、石巻市のケース>



用地買収が加速し、開発工事も大きく進展



道路整備が実現し、町並み改善、利便性・安全性向上



道路整備のための用地取得が円滑に行われ順調に推移

基本方針

- 現行整備計画の類型は趣旨が不分明
- 大都市枢要部の地図整備に遅れ
- 対象面積が小さいと選定してもらえない

- 事業実施地区の選定の基準が不明確
- 選定プロセスにおける地元自治体の役割が不明確

- 最新技術の導入による作業の効率化

・これまでと同様に**DIDかつ地図混乱地域を対象**とする10か年計画（R7～R16年度）を基本としつつ、災害リスクやまちづくりに対応するという事業の意義をより正確に表すために、以下のとおり**事業類型を整理**

- ① **防災・まちづくり型**（10か年計画）……**全国の法務局で実施**
- ② **大都市特化型**（10か年計画）……**特に大都市部において実施**。政令指定都市を管轄する法務局を対象に拡大を検討
- ③ **被災地域復興型**（随時）………**大規模災害の被災地域において実施**

・対象面積が比較的小さい**局所的地区も事業の対象**とし、基本的に**①防災・まちづくり型、②大都市特化型の対象地区と併せて実施**することとしつつ、**必要に応じて局所混乱型として実施**を検討

・**防災・減災、災害からの復旧・復興の円滑化**と、社会情勢等の変化に対応した**まちづくりの促進**の観点を踏まえて考慮要素を整理し、**優先度の高い地区で優先実施**

（考慮要素の例）

- 災害に関する法定計画に含まれる地域（南海トラフ地震、首都直下地震等）
- 防災・減災に資する公共事業・開発計画が存在する地区
- 都市開発等の都市の活性化につながる計画が存在する地区
- ハザードマップにおける災害リスクが高い地区
- インフラ整備に係る公共事業・開発計画が存在する地区
- 自治体が狭あい道路の解消を進めている地区

・地域の実情を熟知する自治体から候補地区に関する**要望書の提出**を受け、**考慮要素に当てはめて地区選定**を行う

（地区選定方法の概要）

- ① 法務局からD I Dが所在する市区町村に対し、事業実施を要する地区について要望書の提出を依頼
- ② 市区町村がひな形に基づいて要望書を提出
- ③ 法務省・法務局において、考慮要素への該当数がより多い地区を優先順位が高い地区として判断（都道府県とも協議）

・ドローンやMMS等の**最新技術の活用**について、**モデル実施地区を選定**して活用方法を検討

基本方針に基づき令和6年度に**次期地図整備計画の策定**を進め、**実施地区や面積を決定**